

○厚生労働省令第八十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第一項第二号の規定に基づき、
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十三日

厚生労働大臣 武見 敬三

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析) 第五条 (略)</p> <p>2 法第十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報</p> <p>二 地域別の訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))が当該指定に係る訪問看護事業(同項に規定する訪問看護事業をいう。))を行う事業所をいう。以下同じ。))数の推移の状況に関する情報</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(法第六十四条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法)</p> <p>第三十条の三 法第六十四条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保険医療機関等(保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。))又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護(法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。))を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報を用いて、後期高齢者医療広域連合に対し、電子情報処理</p>	<p>(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析) 第五条 (略)</p> <p>2 法第十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、<u>医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 〳 7 (略)</p> <p>(法第六十四条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法)</p> <p>第三十条の三 法第六十四条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保険医療機関等(保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。))又は指定訪問看護事業者(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。))が、過去に取得した療養又は指定訪問看護(法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。))を受けようとする者の</p>

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第六十四条第三項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

（訪問看護療養費の支給が必要と認める場合）

第五十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者（第四十八条の基準に適合している者に限る。）であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるときは、この限りでない。

被保険者の資格に係る情報を用いて、後期高齢者医療広域連合に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、後期高齢者医療広域連合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第六十四条第三項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

（訪問看護療養費の支給が必要と認める場合）

第五十条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者が寝たきりの状態にある者又はこれに準ずる状態にある者（第四十八条の基準に適合している者に限る。）であると認められる場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）から現に指定訪問看護を受けるときは、この限りでない。

附 則

この省令は、令和六年六月一日から施行する。